

随 意 契 約 理 由 書

件 名	広報とよなか・相談の窓口印刷製本業務
契 約 の 相 手 方	株式会社高速オフセット
根 拠 法 令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号
随 意 契 約 理 由	広報とよなかおよび相談の窓口の企画・編集・制作業務については、令和 3 年（2021 年）6 月に公募型プロポーザルを行った結果、上記の事業者に決定し、令和 4 年（2022 年）4 月号から令和 9 年（2027 年）3 月号まで同社と長期継続契約を締結しています。 広報とよなかおよび相談の窓口の印刷については、市政の動きに柔軟に対応し、的確に進めることが必要であり、緊急時には、編集が完了した後にも内容を変更することが想定されます。そのため、企画・編集・制作・印刷・製本までの一連の作業を同一事業者で行い、工期短縮を図ることが必要不可欠であります。 以上のことから、当該事業者と随意契約を締結するものです。 ※印刷製本業務に関しては、毎年 of 紙の物価変動を勘案し契約を行うことで、適切な単価設定が可能であり、かつ、経費削減を図ることができることから単年度契約しているものです。
備 考	